

大野城総合公園キャンプ場
再整備に伴う設計・施工業務
募集要領

令和6年 月
大野城市教育委員会
スポーツ課

【目次】

第1章 総則	1
1. 本募集要領の位置づけ	1
2. 募集の概要	1
(1) 募集の目的	1
(2) 業務の名称	1
(3) 対象区域及び業務内容	1
(4) 提案上限額	1
(5) 対象敷地及び施設の概要	2
(6) 事業者の業務範囲	2
(7) 業務方式	2
(8) 履行期間	2
(9) 業務スケジュール	3
3. 本業務の条件	4
(1) 本市の財政負担	4
(2) 法令等の遵守	4
(3) 本市による業務の実施状況の把握(要求性能の確認)	4
第2章 業務参加の要件	5
1. 受注候補者の特定方式及び契約方法	5
2. 参加資格要件	5
(1) 参加者を構成する事業者に共通の参加資格要件	5
(2) 設計者及び施工者に関する資格要件	6
(3) 業務責任	7
(4) 本業務に係る参加資格確認基準日	7
(5) 参加資格要件の喪失	7
第3章 業務参加の手続き等	8
1. 募集スケジュール	8
2. 現地見学会の開催	8
3. 参加申込手続き及び参加資格の確認	9
(1) 参加申込書類の受付	9
(2) 提出書類及び提案部数	9
(3) 参加資格の確認	10
4. 資料の閲覧の手続き	10
5. 募集要領、提案書等に関する質問受付及び回答	10
6. 企画提案書類の提出	11
(1) 企画提案書類の受付	11
(2) 提出書類及び提案部数	11
(3) 見積書の作成方法	11
(4) 見積書の無効	12
(5) 提案書の作成方法	12
(6) 提案書の無効	13
第4章 事業者の特定に関する事項	14
1. 受注候補者の特定	14
2. 評価方法	14
3. プレゼンテーションの内容	14

4. 審査結果の公表	15
5. 契約手続き等	15
(1) 受注候補者との協議及び仮契約	15
(2) 設計施工一括本契約の締結	15
(3) 他の参加者との協議	15
(4) その他	15
第5章 参加にあたっての留意点等	16
1. 参加の失格事項	16
2. 提案上の注意事項	16
(1) 複数提案の禁止	16
(2) 提案内容の変更の禁止	16
(3) 提出書類の取扱い	16
(4) 参加に係る費用の負担	16
(5) 著作権	16
(6) 特許権	16
(7) 情報公開	16
(8) 追加資料等の公表	16
3. 資料の公開及び取扱い	17
(1) 資料の公開	17
(2) 資料の取扱い	17
4. 参加者が一者であった場合の取扱い	17
5. 参加の辞退	17
6. その他	17

第1章 総則

1. 本募集要領の位置づけ

本募集要領は、大野城市(以下「本市」という。)が、大野城総合公園キャンプ場再整備に伴う設計・施工業務(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務を実施する民間事業者等(以下「事業者」という。)の募集に関し、提案の募集、提案の審査、受注候補者の選定及び契約締結等の諸手続きについて定めるものとします。

なお、本募集要領は、要求水準書及び審査基準書と一体をなすものです。

2. 募集の概要

(1) 募集の目的

「大野城総合公園キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)」は、供用開始から42年が経過し、全体的に老朽化が進んでいます。現状復旧は随時行っていますが、平成26年度以降の利用者数の推移をみると、令和2・3年度はコロナ禍の影響により、利用人数が極端に少ないものの、利用人数が伸びていないことが課題となっています。

しかし、大野城総合公園内には他にもスポーツ施設があり、近隣には、令和5年7月から研修・学びの場として、一般利用が開始された「福岡自治研修センター(福岡県市町村職員研修所)」や、「大野城跡」を含む「ワンヘルスの森(福岡県立四王寺県民の森)」があるなど、キャンプ場の近辺は、多くの人が集まるためのポテンシャルが高い地域でもあります。

このため、キャンプ場とこれらの地域資源との連携により、市民のみならず、市外から多くの方々が来場する「にぎわいの場」を創出することを目的として、キャンプ場を全面的に再整備します。

(2) 業務の名称

大野城総合公園キャンプ場再整備に伴う設計・施工業務

(3) 対象区域及び業務内容

まどかパークキャンプ場(約23,000㎡)の全域及び出入口(約420㎡) (「別紙1：平面図」・「別紙2：キャンプ場設備現況」参照)のキャンプ施設のリニューアルに係る設計監理及び施工業務。

ただし、敷地内の樹木は保安林であるため伐採等を行う場合は、事前に県の許可が必要。

(4) 提案上限額

623,766千円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 対象敷地及び施設の概要

① 土地の情報

所在地		福岡県大野城市乙金 618-12
敷地面積		キャンプ場約 23,000 m ² , 出入口約 420 m ²
都市計画 規制等	区域区分	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	高度地区	なし
	地区計画	なし
	防火・準防火地域	なし
	都市公園法 建ぺい率	提案施設による（既存建築物を含む）
	その他	敷地内の樹木は保安林

② 設備の情報

No.	施設	設置年 (設置年数)	個数	延床面積 (m ²)	備考
1	テントサイト	昭和 57 年 (42 年)	20 カ所	320	4 m × 4 m
2	貸出テント (6 人用)		10 張	—	
3	調理場		2 カ所	106	R C 造(36 m ² +70 m ²)
4	野外トイレ		1 カ所	42	R C 造
5	遊具		2 カ所	—	
6	かまど		1 カ所	—	10 口

(6) 事業者の業務範囲

事業者は次の業務を行うこととします。

- ① 施設のビジョン及び事業コンセプト等の提案
- ② 設計業務(本事業に係る工事の設計並びに必要な調査、申請及び届出)
- ③ 監理業務(本業務に係る工事の監督・管理、並びに必要な調査、届出等)
- ④ 施工業務(本事業に係る工事並びに必要な調査、申請及び届出)

(7) 業務方式

本業務は、公共施設等の管理者である本市が事業者と締結する本業務に係る契約に基づいて、施設のビジョン及び事業コンセプト等の提案を含めた設計施工一括方式(デザイン・ビルド)で実施します。

(8) 履行期間

本業務の期間は、契約日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日までの期間とします。

(9) スケジュール

募集要領等の公表からリニューアルオープンまでのスケジュールは以下のとおりです。

項 目	予定時期
募集要領の公表	令和6年7月26日(金)
受注候補者の特定	令和6年10月中旬
仮契約の締結	令和6年11月頃
本契約の締結	令和6年12月末(市議会の議決が前提となります)
業務開始(予定)	令和7年1月1日(水)から
業務完了	令和8年2月28日(土)
リニューアルオープン	令和8年4月1日(水)

3. 本業務の条件

(1) 本市の財政負担

本業務の設計監理・施工業務に要する費用については、本業務の履行完了後、本市が行う検査に合格した場合に、本契約を締結した事業者に対して支払います。

支払い条件については、大野城市財務規則に基づくものとします。

支払い時期については、設計業務に係る費用については、設計完了後、支払うものとし、施工業務に係る費用については、工事完了後に支払うものとします。

なお、前払いについては、設計業務は請求できないものとし、施工業務は令和7年度に請求することができるものとします。

また、本業務に係る契約の締結は、市議会の議決を経ることが前提条件であることから、本契約の締結に至らなかった場合でも、本市は損害賠償の責は負いません。

(2) 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施にあたり必要とされる関係法令等(法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等)を遵守しなければなりません。

(3) 本市による業務の実施状況の把握(要求性能の確認)

本市は、本業務の実施にあたり、要求水準を満たしているかを確認するため、要求性能確認計画書や要求性能確認記録の作成や提出をしていただく他、確認・立ち入り検査を行うことができるものとします。

第2章 業務参加の要件

1. 受注候補者の特定方式及び契約方法

本業務は、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計等、専門的な知識及び経験を必要とする業務であること。また、キャンプ場の整備においては、施設のビジョンや事業コンセプト等の、提案から設計・施工までを一括で行うことで、事業全体のビジョンを共有し、一貫したキャンプ場整備を実施するため、受注候補者の特定は、設計施工の事業者選定を一括で行う「公募型プロポーザル方式」により受注候補者を特定します。

また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結します。

2. 参加資格要件

本業務への参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。また、本業務は、他社と共同企業体を組んで参加できるものとしします。この場合において、全構成事業者が全ての要件を満たしていることを条件としします。ただし、一つの事業者が複数の企画提案に参加することはできません。なお、構成員の数、共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱（平成5年要綱第18号）の規定（第4条、第9条及び第10条）を準用します。

なお、（１）②の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け承認を得ることで参加資格を認めることとしします。

（１）参加者を構成する事業者に通の参加資格要件

- ① 大野城市競争入札参加資格等に関する規程（平成7年規程第1号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 令和5・6年有資格者名簿（大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。）に搭載されていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出期限から受注候補者の決定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則（平成19年規則第23号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ⑥ 大野城市暴力団排除条例（平成22年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。
- ⑦ 法人であること。
- ⑧ （２）に定める資格要件を全て満たすものであること。

(2) 設計者及び施工者に関する資格要件

参加事業者は、単体企業若しくは共同企業体によるものとし、共同企業体の構成者は設計者、施工者（代表者）で構成するものとします。

1) 単体企業の参加資格要件

単体事業者で参加する場合は、以下の要件のいずれにも該当すること。

（設計者要件）

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所及び建設コンサルタントの登録を行っていること。
- ② 平成26年以降に キャンプ施設若しくは類似施設（屋外宿泊施設または公園緑地等）の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。なお、福岡県外の実績も可とする。

（施工者要件）

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく建築一式工事の建設業の許可を受けたものであること。
- ② 経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1000点以上であること。
- ③ 参加を申し出た時点において、3カ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、本業務に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に適切に配置し得るものであること。
- ④ 施工にあたっては、本市に本店、支店、又は施設を有する事業者を1社以上配置すること。

2) 共同企業体の参加資格要件

共同企業体で参加する場合は、以下の要件のいずれにも該当すること。なお、一応募の構成員は他の応募者の構成員になることはできない。

（結成方法）

本プロポーザルに参加する共同企業体は自主結成とする。

（設計者要件）

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所及び建設コンサルタントの登録を行っていること。
- ② 平成26年以降にキャンプ施設若しくは類似施設（屋外宿泊施設または公園緑地等）の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。
- ③ 設計業務を複数の事業者が分担して行う場合にあつては、いずれかの事業者、もしくは複数の事業者で上記①を満たしていること。ただし、上記②については、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

（施工者要件）

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく建築一式工事の建設業許可を受けたものであること。
- ② 経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1000点以上であること。
- ③ 参加を申し出た時点において、3カ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、本業務に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に適切に配置し得るものであること。
- ④ 本市に本店、支店、又は施設を有する事業者であること。
- ⑤ 施工を複数の事業者が分担して行う場合にあつては、いずれかの事業者が上記①～④の要件を満たしていること。

(3) 業務責任

共同企業体を構成する全事業者は、本業務に係る業務の執行を保証するため、本業務の完遂まで責任を負うものとします。

(4) 本業務に係る参加資格確認基準日

本業務に係る参加資格確認基準日は、参加申込期限の日(令和6年8月19日(月))とします。

(5) 参加資格要件の喪失

共同企業体構成事業者が、参加資格要件について、参加資格確認基準日の翌日から、本市と契約等を締結するまでの間において、当該要件を満たさなくなった場合、当該参加者の参加資格を取り消すものとします。

第3章 業務参加の手続き等

1. スケジュール

項 目	予定時期
審査委員会による仕様書 (要求水準書)審査	令和6年7月中旬
募集要領の公表	令和6年7月26日(金)
資料の閲覧・貸出	令和6年7月26日(金)～令和6年9月24日(火)
募集要領等に関する質問の受付	令和6年7月26日(金)～令和6年8月9日(金)
募集要領等に関する質問の回答期限	令和6年8月16日(金)
参加申込・資格審査手続き	令和6年7月26日(金)～令和6年8月19日(月)
現地見学会の開催	令和6年8月7日(水) ※事前申込制、希望者のみ
資格審査結果通知期限	令和6年8月26日(月)
提案書等に関する質問の受付	令和6年9月2日(月)～令和6年9月10日(火)
提案書等に関する質問の回答期限	令和6年9月17日(火)
企画提案書類の受付	令和6年9月2日(月)～令和6年9月24日(火)
プレゼンテーション審査	令和6年10月上旬(別途通知)
受注候補者の決定	令和6年10月中旬
受注事業者との協議	令和6年10月下旬～令和6年11月
仮契約の締結	令和6年11月頃
本契約の締結	令和6年12月末(市議会の議決が前提となります)
業務開始(予定)	令和7年1月1日(水)～

2. 現地見学会の開催

本業務への参加意向がある者のうち希望者に対し、現地見学会を開催します。現地見学会に参加される場合は、事前に参加申込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

本業務への参加は、現地見学会への参加に関わらず可能であり、現地見学会に不参加であったことにより審査が不利になることはありません。

① 開催日時 令和6年8月7日(水) 午後2時 開始予定

② 集合場所 キャンプ場

※ 車でお越しの場合、大野城総合公園駐車場に駐車ください。

③ 参加申込 令和6年8月1日(木) 午後5時までに、現地見学会参加申込届(様式スー1)を電子メールにて送付してください。

件名は、【キャンプ場現地見学会参加申込】としてください。

④ 提出先 提出先メールアドレス sports@city.onojo.fukuoka.jp

3. 参加申込手続き及び参加資格の確認

(1) 参加申込書類の受付

本業務への参加を希望される者は、必ず参加申込を行ってください。参加申込をし、資格審査を経なければ、企画提案書類の提出はできません。

共同企業体で参加申込される場合は、共同企業体の代表者が行ってください。参加申込書類は、(2)に従って提出してください。

① 受付期間 令和6年7月26日(金)から令和6年8月19日(月)まで

※ 土日祝日を除く

② 受付時間 午前8時半から午後5時まで

③ 提出方法 提出先へ持参又は郵送(令和6年8月19日(月) 必着)

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、8月19日必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当者まで連絡してください。

④ 提出先 大野城市教育委員会 スポーツ課

(〒816-8510 大野城市曙町2-2-1)

(2) 提出書類及び提案部数 **(提出期限：令和6年8月19日(月))**

提出書類に使用する言語は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法に定めるところによるものとします。

A4縦ファイル(左側2穴)に次の書類を綴り、必要部数を提出してください。

名称		部数	備考
1	企画競争参加申込書(様式第1号)	1部	令和5・6年競争入札参加資格を有する業者については4～8の書類は提出不要
2	委任状(様式第7号)	1部	
3	確約書(様式第8号)	1部	
4	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(複写可)	1部	
5	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分)	1部	
6	市町村税の滞納がないことの証明書 (直近年度分で3ヶ月以内に発行されたもの。複写可)	1部	
7	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 (直近年度分で3ヶ月以内に発行されたもの。複写可)	1部	
8	使用印鑑届(様式第9号)	1部	
9	特定業務共同企業体協定書(様式ス-4の1もしくは2) ※ 共同提案を行おうとする場合に限る。	1部	
10	業務実績調書(様式第6号)	1部	
11	設計・施工者の参加資格要件を証明するもの(任意様式) ・建築士事務所及び建設コンサルタントの登録を証明するもの ・本市指名登録者でない者は、「建設業許可証明書」及び「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の写し ・その他参加資格要件の証明に必要なもの	1部	

(3) 参加資格の確認

本市は、受付けた企画競争参加申込書等に基づき、参加申込者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式第4号)により、令和6年8月26日(月)までに参加申込者へ通知します。この場合において、参加資格が認められなかった参加申込者には、その理由を付記します。

4. 資料の閲覧の手続き

参加申込者は、必要資料の作成に当たり、下記の資料を閲覧することができます。閲覧を希望する事業者は、FAX又は電子メールにて「閲覧申請書」(様式スー2)を本市に提出してください。

- ① 閲覧期間 令和6年7月26日(金)から令和6年9月24日(火)まで
※ 土日祝日を除く
- ② 受付時間 午前8時半から午後5時まで
- ③ 部 局 大野城市教育委員会 スポーツ課
- ④ 連絡先 TEL : 092-580-1914 (スポーツ課)
FAX : 092-501-2270
メールアドレス: sports@city.onojo.fukuoka.jp

【閲覧資料】

番号	資料名称
1	野外活動施設工事(図面) A1サイズ製本 CADデータなし
2	野外活動施設整備工事(その2)(図面) A1サイズ製本 CADデータなし

5. 募集要領、提案書等に関する質問受付及び回答

参加申込された方で募集要領等の内容に関して質問がある場合は、質疑書(様式第2号)を提出することができます。回答内容については、募集要領と同等の効力を持つものとします。

- ① 受付期間
募集要領等 令和6年7月26日(金)から令和6年8月9日(金)
提案書等 令和6年9月2日(月)から令和6年9月10日(火)
- ② 提出方法 質疑書(様式第2号)により作成し、電子メールにて提出してください。件名を【キャンプ場質問】とし、参加申込時に登録したメールアドレスから送信し、本市担当者まで、電話にて受信の確認をしてください。
- ③ 提出先 提出先メールアドレス sports@city.onojo.fukuoka.jp
受信確認用連絡先電話 092-580-1914 (スポーツ課)
- ④ 回答期限
募集要領等 令和6年8月16日(金)までに回答
提案書等 令和6年9月17日(火)までに回答
- ⑤ 回答方法 原則、参加申込された方全員のメールアドレス宛てに回答します。ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとします。

6. 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類の受付

参加資格を有した事業者からの企画提案書類を以下のとおり受け付けます。
企画提案書類は、(2)に従って提出してください。

- ① 受付期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月24日(火)まで
※ 土日祝日を除く
- ② 受付時間 午前8時半から午後5時まで
- ③ 提出方法 提出先へ持参又は郵送(令和6年9月24日(火) 必着)
※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、9月24日必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当者まで連絡してください。
- ④ 提出先 大野城市教育委員会 スポーツ課
(〒816-8510 大野城市曙町2-2-1)

(2) 提出書類及び提案部数 提出期限：令和6年9月24日(火)

提出書類に使用する言語は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法に定めるところによるものとします。

A4縦ファイル(左側2穴)に次の書類を綴り、必要部数を提出してください。

名称		部数	備考
1	見積書(様式第3号)	1部	参加資格を有した事業者のみ提出
2	提案書(正本) ※会社名、社印等の記載があるもの	1部	
3	提案書(副本) ※会社名、社印等の記載がないもの	12部	
4	会社経歴書(任意様式:A4版1枚程度)	1部	
5	会社概要書(パンフレット)	1部	

(3) 見積書の作成方法

見積関係書類は以下の手順で作成してください。

- ① 「見積書(様式第3号)」は、大野城総合公園キャンプ場再整備に伴う設計・施工業務の総額を記入すること。
- ② 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ③ 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ④ 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印に、見積書上部余白に「●字削除、●字加入」と明記すること(ただし、金額訂正は不可とする)。

(4) 見積書の無効

次の見積書は無効とし、審査の対象としません。

- ① 金額の記載がないもの。
- ② 金額の頭部に「¥」が記載されていないもの。
- ③ 法令又は見積条件に違反しているもの。
- ④ 見積書に記名・押印がなく、見積者が判明できないもの。
- ⑤ 所定の場所及び日時に到着しないもの。
- ⑥ 金額の重複記載、誤字又は脱字があり必要事項を確認できないもの。
- ⑦ 見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者(指名停止期間中である者など見積参加条件に違反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書
- ⑧ 提案上限額を超えたもの。

(5) 提案書の作成方法

A4縦ファイル(左側2穴)に次の書類を綴り、正1部、副12部提出してください。様式を特に定めていない提出書類については、A3判までの大きさで作成し、A4縦ファイルに折って綴じてください。あわせてデータ(データ形式は、Microsoft office2007 互換モードのエクセル・ワード及びPDFデータとします。)を保存したCD-Rを1部提出してください。(模型や動画等での提出、前述のデータ形式以外による提出は不可。)

なお、参加者名や商標の表示など参加者の所属する法人等が判る表現は禁止します。

種類	書式	内容
表紙	様式自由	表現自由 (※ 参加者名は記載しないこと)
目次	様式自由	表現自由
[1] リニューアル業務計画概要		
施設のビジョン 及び事業コンセプト等	様式自由	要求水準書「3. 施設整備要求水準」、 審査基準書「表1 大野城総合公園キャン プ場リニューアル業務 提案評価項 目及び配点表」を確認の上、本市が求め ている事項に漏れがないように、文章、 図面、イラスト、写真等で説明すること。
配置図	様式自由	提案区域全体の配置図を作成する こと。 ・施設配置図
施設等の概要	様式自由	事業者にて整備を提案する全ての建築 物・工作物等について、面積や用途、そ の他必要に応じて施設計画を作成する こと
工程表	様式自由	施設等の設計、工事など、運用期間の開 始までの工程表を作成すること

(6) 提案書の無効

以下に該当する提案書は無効とし、審査の対象としません。

- ① 本募集要領に定める規定に違反した提案書
- ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正な利益を得るために話し合いを行った者が提出した提案書
- ③ 参加者からの正式な書面により無効の意思がなされた提案書
- ④ 本業務の事務局に受理されていない提案書

第4章 事業者の特定に関する事項

1. 受注候補者の特定

- ① 提出された提案書及びプレゼンテーションの内容については、配布の審査基準表に記載の内容により点数化して審査、採点します。なお、提案評価及びプレゼンテーション評価(配点100点)並びに価格評価(配点100点)により、合計得点(200点)の最も高い得点の者を受注候補者に特定します。
- ② 合計得点の最も高い者が2者以上あるときは、提案評価及びプレゼンテーション評価の得点が高い者を受注候補者に特定します。
- ③ 価格点を除く、提案書及びプレゼンテーション評価項目について、全審査委員の審査基準毎の平均点の合計が、6割以上である場合に受注候補者に特定するものとします。

2. 評価方法

- ① 価格評価及び審査委員(8名)による提案書・プレゼンテーション評価を行います。
- ② 価格点以外の評価点については、各審査委員が採点した審査基準毎の平均値により算出するものとします。

3. プレゼンテーションの内容

- ① プレゼンテーションを行う提案順番は、事務局において決定します。
- ② プレゼンテーションの制限時間は20分とし、その後、引き続き審査委員からの質疑を15分程度行います。なお、プレゼンテーションでは、提案書の内容から、参加者が特に補足したい内容やアピールしたいポイントを中心に、プレゼンテーションを実施してください。ただし、提案書に記載のない内容について、新規提案することは認めません。
- ③ スクリーン及びプロジェクターは事務局がそれぞれ1台ずつ用意します。パソコンやその他必要な機材があれば参加者で用意してください。
- ④ 質疑は、提案書及びプレゼンテーションの内容について行います。
- ⑤ プレゼンテーションに出席する者は、業務において実際に配置予定の責任者・担当者のほか、3名以内とします。

※プレゼンテーション当日だけのための専門的人物の出席は認めません。

4. 審査結果の公表

- ① 審査結果については、全ての得点及び提案・プレゼンテーション評価及び価格点を記載した一覧表を、大野城市教育委員会 スポーツ課窓口で公表します。
- ② 参加者は、審査結果について不服申立てがある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非特定の理由について説明を求めることができるものとします。
- ③ 市長は、前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとします。
- ④ 審査結果通知については、その可否に関わらず「審査結果通知書（様式第11号）」により全ての参加者へ通知します。

5. 契約手続き等

（1）受注候補者との協議及び仮契約

受注候補者に特定された者と、本市の間で、設計施工内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、要求水準書を決定のうえ見積合せを実施し、設計施工一括仮契約を締結します。

（2）設計施工一括本契約の締結

本市は、設計施工一括仮契約を締結した後に市議会にて議決後、設計施工一括本契約を締結します。

なお、市議会の議決は、令和6年12月末を予定しています。

（3）他の参加者との協議

受注候補者の決定後、本市と受注候補者との契約内容に関する協議が成立しない場合又は契約締結までに受注候補者若しくはその構成事業者のいずれかの者が業務参加の要件を欠いた場合、本市は受注候補者の決定を取消し、他の参加者と協議を行うこととします。その場合、協議を行う参加者は、原則として次点候補者となります。

（4）その他

- ① 契約保証金 業務契約等を締結する事業者は、契約金額の10分の1相当額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を当該契約締結と同時に本市へ提出してください。
- ② 予算の確保 本業務に関する債務負担行為は、令和6年6月市議会定例会において設定しています。

第5章 参加にあたっての留意点等

1. 参加の失格事項

- ① 募集要領に示した参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ② 提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 募集要領に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 審査の公平性を損なう行為があったと本市が認めた場合
- ⑥ 参加者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ その他不正行為があった場合

2. 提案上の注意事項

(1) 複数提案の禁止

参加者が提出できる企画提案書数は、共同企業体につき1点のみとします。

(2) 提案内容の変更の禁止

参加者が提出した提案内容の変更は認められません。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。事業者の選定の公表等必要な場合、本市は提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(4) 参加に係る費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とします。

(5) 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、大野城市情報公開条例（平成16年条例第1号。以下同じ。）の規定に基づき参加内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、本市と参加者との協議の上で、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(6) 特許権

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者の負担とします。

(7) 情報公開

提出された書類は、大野城市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(8) 追加資料等の公表

この募集要領に修正が生じたときや、追加資料を公表する場合は、参加申込を行った事業者（共同企業体の代表者）に速やかに連絡するとともに、変更後の募集要領等については、速やかに本市公式ホームページを通じて公表します。

< ホームページアドレス > <https://www.city.onojo.fukuoka.jp>

3. 資料の公開及び取扱い

(1) 資料の公開

本市は、受注候補者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、参加者からの提出書類(選定されなかった参加者からの提出書類を含む。)の一部を公開する場合があります。

なお、公開に際しては、提案した事業者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各参加者との間で協議します。

(2) 資料の取扱い

参加者からの提出資料(選定されなかった参加者からの提出書類を含む。)は、目的以外には使用しません。

また、参加者からの提出資料(選定されなかった参加者からの提出書類を含む。)は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

4. 参加者が一者であった場合の取扱い

参加者が一者であった場合でも、審査基準書に従い提案書等の審査を行い、提案内容が要求水準を満たし、審査委員会が適当と判断した場合、その旨を市長に報告します。市長は、審査委員会からの報告をもとに、その事業者を優先交渉権者とするかを決定します。

5. 参加の辞退

参加申込後、提案を辞退する場合は、参加者は、「提案辞退届」(様式スー3)を本市まで提出してください。(持参又は郵送)

また、辞退した場合において、今後、本市の行う業務において不利益な扱いはありません。

6. その他

本業務の提案にあたって参加者は、要求水準書に示す条件を満たす提案書を作成することとし、作成にあたっては具体的な根拠を可能な限り示してください。

平面図



縮尺：1/1500

別紙1

キャンプゾーン、広場ゾーン、森林活用ゾーンのレイアウトは自由提案とする。

出入口



キャンプ場設備現況

